

宮城県監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第 12 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成 23 年 12 月 27 日

宮城県監査委員	安	藤	俊	威
宮城県監査委員	菅	間		進
宮城県監査委員	遊	佐	勘	左衛門
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子

記

- 1 監査委員の報告日
平成 23 年 3 月 31 日
- 2 通知のあった日
平成 23 年 7 月 20 日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容
 - (1) 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
 - イ 監査委員の報告の内容
 - (イ) 社会福祉施設内において、盗難事件等が認められたので、今後再発しないよう対策を講じる必要がある。
 - (ロ) 生活福祉資金貸付金償還金に多額の収入未済が認められたので、改善する必要がある。
 - ロ 措置の内容
 - (イ) 県へ報告がなされた段階で、直ちに原因究明及び再発防止策を検討するように指導した。その後、団体が再発防止策を構築し、取り組んでいることを確認した。
 - (ロ) 債権管理計画の策定等により計画的な債権管理及び償還の促進に努めるよう指導した。団体は、債権管理計画を平成 23 年 3 月末までに策定する予定であったが、東日本大震災の発生により、緊急小口資金特例貸付等の対応に迫られたため、策定することができなかった。
緊急小口資金特例貸付の貸付件数及び金額は多大なものとなり、更に、新設された生活復興支援資金の貸付けも開始される。今後、徹底した債権管理に取り組む必要があり、県としては、債権管理方法に関する助言及び指導等の支援を行っていく。
 - (2) 団体名 社団法人宮城県漁業無線公社
 - イ 監査委員の報告の内容
正味財産が出資金総額を下回っていることから、財務内容の健全化に努める必要がある。また、同種団体との統合も含め法人のあり方について検討されたい。
 - ロ 措置の内容
財務内容の健全化については、毎年公益法人検査で同様の指摘を行い指導してきているところである。その結果、団体は人件費を含む経費節減に努め、平成 21 年度決算において、前年比で約 1,100 万円の正味財産の増加をみたところである。
団体の将来のあり方については、青森県・福島県との間で「3 県漁業無線

局あり方検討会」を実施し、将来の統廃合も含めて協議を行っており、早急に方向付けすることになっている。

(3) 団体名 財団法人みやぎ産業振興機構

イ 監査委員の報告の内容

機械設備貸与事業等において、延滞未収金が認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

債権者ごとの償還能力や回収見込みを踏まえた対応策を立て、着実に実行することにより、未収金額の圧縮を図るよう指導しているところ、団体においては、顧問弁護士との債権管理検討会議を開催し、訴訟等の法的な回収手段等を講じた結果、76,813千円を回収することができた。

(4) 団体名 仙台空港鉄道株式会社

イ 監査委員の報告の内容

繰越欠損金が増加していることから、県と連携し、県策定の「改革支援プラン・行動計画」の着実な実行を図り、経営改善を進める必要がある。

ロ 措置の内容

(東日本大震災による被災状況及び鉄道事業経営に与えた影響について)

東日本大震災により、仙台空港アクセス鉄道は全線でレールの歪みなどがあったほか、仙台空港駅1階の通信・指令設備などが全壊するなど甚大な被害を受けた(鉄道利用客等の人的被害はなし。)。被害総額は概算で約40億円が見込まれている。

現在、空港ターミナルビルの全面復旧に合わせ、9月末からの運行再開を目標に関係機関とともに復旧作業に懸命に取り組んでいる。また、並行して、比較的被害の小さかった美田園駅からJR名取駅間での暫定運行についても、7月末を目標に復旧作業とともに関係機関と協議・調整を進めている。

被災前においても、団体の資金ショートは平成25年度中に想定されていたが、災害復旧費に係る団体負担の額が現行の補助スキームどおりの1/2負担(約20億円)のままの場合、今年度内の資金ショートが懸念されることから、現在、団体の負担軽減を国に対し要望を行っているところである。

(改革支援プラン・行動計画の着実な実行について)

当面の資金繰り対策として、県転貸債利息償還の計画期間内(5年間分)の繰延べについても既に実行しているところである。

被災前までの経営状況に加え、この度の被災により団体の経営状況はこれまでにも増して非常に逼迫した状況にある。

そのため、収支の改善に向け、人件費等の経費節減についても、これまでの削減幅を拡大し継続実施するほか、固定費(国有財産使用料、固定資産税)の負担軽減の実行に向けあらゆる場面で関係機関に協力を要請するとともに、運行再開後には利用促進策・増収対策を団体とともに積極的に取り組んでいくこととする。

さらには、復旧工事と並行して、被災による課題を整理しながら経営の安定化対策でもある「上下分離」の早期実施に向け、関係機関と連携しながら取り組んでいく。

(5) 団体名 株式会社仙台港貿易促進センター

イ 監査委員の報告の内容

繰越欠損金が増加していることから、「経営改善5カ年計画」の着実な実行を図り、経営改善を進める必要がある。

ロ 措置の内容

団体の経営改善については、県と団体で検討を行い、平成22年8月に改革

プランを策定した。

また、団体の赤字要因である仙台港国際ビジネスサポートセンター(愛称:アクセル)事業について、経営改善検討プロジェクトチームを組成し、経営改善について検討を行い、黒字化へ一定の目途を立てることができた。

団体でも費用削減など経営改善に尽力し、平成23年2月末時点においては単年度黒字化が達成できる見込みとなったが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により団体は甚大な被害を受け、多額の災害損失が発生し、復旧事業の資金調達も困難な状況となっている。

今後の運営方針については、赤字事業の廃止も含め、県と団体で検討を進めているところである。

(6) 団体名 仙台エアカーゴターミナル株式会社

イ 監査委員の報告の内容

繰越欠損金が増加していることから、更なる経営改善に努める必要がある。

ロ 措置の内容

国際航空貨物の集積促進を図るため、次の措置を講じた。

- (イ) 航空会社の貨物担当部署や貨物取扱会社を訪問の上、仙台空港への集荷について意見交換を行った。
- (ロ) 荷主企業等への訪問を行い、仙台空港のPRを行った。
- (ハ) 航空会社に対する増便や路線開設の要請を行った。

団体は東日本大震災による甚大な被害を受け、これまでの団体をめぐる経営環境は大きく変化した。

震災により国際貨物棟が全焼したためにこれまで収支上負担となっていた減価償却費が減少したことから、これまで団体が取り組んできた経費節減などの経営改善の成果と合わせ、現存施設の賃貸収入と一定の貨物取扱収入が確保されれば、平成24年度以降継続的に単年度収支が黒字化できる可能性はあるものの、今後の経営を大きく左右する仙台空港の国際線定期便の回復や国際航空貨物需要は、今後の景気動向や原発事故の影響を大きく受けるものと考え、その見通しは全く不透明である。

このため、今後、経営環境が改善する見込みがなく、団体存続が困難と判断せざるを得ない場合の団体の対応方針を予め決めておくことにより、仙台空港の貨物機能の安定維持に備える必要があるものと考えている。

(7) 団体名 社会福祉法人新生会

イ 監査委員の報告の内容

軽費老人ホーム事務費補助金において交付条件違反等が認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

- (イ) 平成22年10月29日付けで団体に対し、軽費老人ホーム事務費補助金(平成17~21年度交付分)の一部取消及び返還命令を行い同年11月1日に団体から6,946,060円が返還されたことを確認した。
- (ロ) 平成22年11月15日付けで団体に対し、上記補助金返還金にかかる加算金を納付するよう通知し、同年11月24日に団体から2,178,137円が納付されたことを確認した。
- (ハ) 平成22年10月29日付けで団体に対し、平成22年度軽費老人ホーム事務費補助金における民間施設給与等改善費の加算(3,891,888円)を停止する旨通知した。
- (ニ) 平成22年11月16日付けで団体を含む県内の軽費老人ホーム運営法人に対し、軽費老人ホームに関する関係法令の遵守について通知した。
- (ホ) 平成22年11月30日に、団体が運営する軽費老人ホームへの確認監査を

実施した。団体では今回の補助金交付条件違反等を受け、理事長の解任及び施設長の降格を行ったほか、再発防止に向けたアクションプランを作成中である等、改善が確認された。

- (ハ) アクションプランは平成 23 年 2 月 3 日に団体の理事会で承認され、2 月 4 日付けで県に提出された。